

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p>

7 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

8 道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

9 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉑」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉑」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

10 事業税の「付加価値額総額㉒」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉑」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

11 事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定

7 同左

8 同左

9 事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉑」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉑」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

10 同左

11 同左

- により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額^㉔」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計^㉕」又は「軽減税率不適用法人の金額^㉖」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計^⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額^⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 13 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額^㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額^㉖」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額^⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 14 地方法人特別税の「^㉔のうち見込納付額^㉖」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(43)）^㉔」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 16 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額^㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 17 還付請求の「中間納付額^㉔」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 18 還付請求の「利子割額^㉔」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受け
- 12 同左
- 13 同左
- 14 同左
- 15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(44)）^㉔」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(44)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 16 同左
- 17 同左
- 18 同左

ようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、<u>第68条の57の2第1項</u>、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「所得金額（法人税の明細書<u>（別表4）の(34)</u>）又は個別所得金額（法人税の明細書<u>（別表4の2付表）の(43)</u>）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項_____の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項_____、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項_____、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 「所得金額（法人税の明細書<u>（別表4）の(35)</u>）又は個別所得金額（法人税の明細書<u>（別表4の2付表）の(44)</u>）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の</p>

「仮計(43)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。

「仮計(44)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 同左

5 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 「<u>単年度損益⑤</u>」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑩)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫-別表10</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「<u>単年度損益第6号様式⑩又は別表5⑫⑤</u>」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫-別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑮)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫-別表10</p>

㉔) 」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔)とあるのは「(第6号様式㉔)ー別表11㉔)」と、「別表5㉔)とあるのは「(別表5㉔)ー別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉔)とあるのは「(第6号様式㉔)ー別表11㉔)」と、「別表5㉔)とあるのは「(別表5㉔)ー別表11㉔)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(42)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、第6号様式別表5の㉔)から㉕)までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数㉔)」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

㉕) 」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉕)とあるのは「(第6号様式㉕)ー別表11㉕)」と、「別表5㉕)とあるのは「(別表5㉕)ー別表11㉕)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式㉕)とあるのは「(第6号様式㉕)ー別表11㉕)」と、「別表5㉕)とあるのは「(別表5㉕)ー別表11㉕)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の(34))又は法人税の明細書(別表4の2付表の(43))の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し_____、第6号様式別表5の㉕)から㉖)までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数 ㉕)」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

第6号様式別表6記載要領

この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

。

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2 法附則第9条第10項の規定の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方法によりガスの供給を行う場合においては、収入金額の総額の欄は、当該大口供給に係る収入金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること</p>	<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

- 。
- | | |
|--|----------|
| 3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「別表5㊸」と読み替えて計算した金額を記載すること。 | 3 同左 |
| 4 「所得金額控除限度額②」の欄は、次に掲げる法人以外の法人の平成24年4月1日以後に開始する事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第2項の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度を除く。）にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「80又は」を抹消すること。 | 4 同左 |
| (1) 次に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。） | (1) 同左 |
| (i) 普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（同法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。） | (i) 同左 |
| (ii) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は同条第7号に規定する協同組合等 | (ii) 同左 |
| (iii) 法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等 | (iii) 同左 |
| (2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社 | (2) 同左 |
| (3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に | (3) 同左 |

<p>規定する投資法人</p> <p>(4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人</p> <p>(5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p> <p>5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「<u>差引控除未済欠損金額等②</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。</p>	<p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>5 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「<u>差引控除未済欠損金額等②</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 同左</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 「<u>更正欠損金額等の控除明細書</u>」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項<u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する</u></p>	<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1 「<u>更正欠損金額等の控除明細書</u>」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は<u>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得</u></p>

<p>3 「調整前の控除未済欠損金額等⑮」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>	<p>「控除未済欠損金額等の調整」の各欄は、記載を要しない。</p> <p>5 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1) 「⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は⑦と⑩のうち少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑦と⑧のうち少ない金額又は」を抹消すること。</p> <p>(2) 「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人</p> <p>(3) 「⑰、⑳若しくは㉑のうち最も少ない金額又は⑰、㉑若しくは㉒のうち最も少ない金額㉔」の欄 2(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は⑰、㉑若しくは㉒のうち最も少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑰、⑳若しくは㉑のうち最も少ない金額又は」を抹消すること。</p> <p>(4) 「⑰、㉑又は㉒のうち最も少ない金額㉕」の欄 2(2)に掲げる法人</p> <p>6 「調整前の控除未済欠損金額等⑯」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 同左</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつて</p>	<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1 同左</p>

は第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

(1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人

(2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人

(3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人

3 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 平成25年4月1日以後に法人税法第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計④」の金額が第6号様式⑳又は別表5㉔の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は（（第6号様式⑳又は別表5㉔）－⑦－（（第6号様式⑳又は別表5㉔）－④）×0.2）」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（第6号様式⑳又は別表5㉔）－⑦）又は」を消すこと。

イ 法人税法第57条第11項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人

(1) 同左

(2) 同左

2 同左

(1) 同左

(2) 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人

(3) 同左

、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

ロ 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

ハ 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人

ニ 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

ホ 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) 平成25年4月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の法人税法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあつては、「又は（（第6号様式㊸又は別表5㊹）－⑦－（（第6号様式㊸又は別表5㊹）－④）×0.2））」を消すこと。

(3) 法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、「又は（（第6号様式㊸又は別表5㊹）－⑦－（（第6号様式㊸又は別表5㊹）－④）×0.2））」を消すこと。

4 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

3 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

4 平成24年4月1日前に開始した事業年度にあつては、「調整前の欠損金額等

度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合
第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合
第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合
当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定す

(イ) 同左

(ロ) 同左

(ハ) 同左

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 同左

(イ) 同左

る適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合
第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合
第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(ロ) 同左

4 同左

(1) 同左

(イ) 同左

(ロ) 同左

(ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第6号様式別表4の2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(4) 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年

(ハ) 同左

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第6号様式別表4の2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(4) 同左

(イ) 同左

(ロ) 同左

度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以</p>	<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 同左

5 同左

6 同左

(1) 同左

(2) 同左

<p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 同左</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額</p>	<p>第7号の2様式別表4記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

<p>」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)</u>」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)</u>」の欄の金額を記載すること。</p>
---	---

改正後	改正前
<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

3 「国税の控除限度額④」の欄は、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領に

3 同左

(1) 同左

(2) 同左

(3) 同左

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 同左

(1) 同左

において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

(2) 同左

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。</p>	<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p>

以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

(2) 同左

4 同左

5 同左

<p>6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>6 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「<u>当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)</u>」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 同左</p>
---	--

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p>	<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 同左</p>

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

2 同左

3 同左

4 同左

5 同左

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。